日本共産党
高槻市会議員 宮本雄一郎
つうしん

発 行：日本共産党高槻市会議員団 宮本雄一郎
連絡先：議員団控室電話 072-674-7230
事務所：高槻市氷室町２丁目 37-10 ＴＥＬ 072-692-1722
自 宅：高槻市氷室町２丁目 14-2 ＴＥＬ 072-695-1900

コロナ対策と来年度予算について濱田市長に要望

共産党高槻市会議員団

12月8日、日本共産党高槻市会議員団は、濱田剛史高槻市長に対し、新型コロナ感染症対策と来年度予算に対する要望を行い、懇談しました。

コロナ対策では特に、クラスターが起これば重症者が増え、医療機関の病床にも大きな影響がある高齢者施設の職員などへのＰＣＲ等検査を行うことを強く求めました。来年度予算への要望のうち、「重点要望」のみ紹介します。

⑴新型コロナ対策の強化について

○国の第３次補正予算を活用し、収入が減少している世帯への継続的な支援を実施すること。

○高齢者施設などの関係者へのＰＣＲ等検査を実施し、クラスターを防止すること。

○就職できなかった大学生などの雇用の場を増やすこと。

○保健所の体制を強化し、陽性者を把握、保護するために感染追跡を専門に行う職員などを増やすこと。

⑵子育て支援や教育の充実について

○新型コロナ対策のために、中学校でも少人数学級を実施すること。支援学級の児童を通常学級でもカウントすること。

○希望者が入所できるように、保育所、幼稚園などを整備すること。

⑶国民健康保険制度について

○新型コロナで、収入が減少しているときは保険料は値上げしないこと。

○子どもの均等割保険料を減免すること。

⑷地球温暖化防止策について

○「気候非常事態宣言」を行うこと。

○温室効果ガス削減目標を〝２０３０年にゼロ〟にすること。

○脱プラスチックを強化し、啓発に努めること。

⑸国に対して要望すること

○消費税を５％に減税すること。

○30人以下学級を実施すること。

⑹大阪府に対して要望すること

○新型コロナ対策を強化し、収入が減少した人への必要な支援金の給付。ＰＣＲ検査を抜本的に増やすこと。

○カジノ誘致をやめること。

東京世田谷区が介護施設等検査で無症状感染者を確認

新型コロナ感染症は拡大を抑えるために、無症状の感染者を検査で把握し、保護することが大きなカギになります。

また、高齢者は感染すれば重症になる確率が高いため、介護施設などでのクラスターを防ぐことが重要です。

世田谷区は、介護・障がい者施設などでのＰＣＲ検査を進め、10、11月だけで多くの無症状を含む、21人の感染者を確認しています。感染者が確認された施設ではその後、3ヶ月にわたって、月1回、職員や利用者に検査を行っています。

当初「無症状者の検査は効率的ではない」という意見もありましたが、区長は「施設で感染が広がれば、とてつもない対応が必要になる」と意義を語っていました。実際に陽性者が確認され、その効果が実証されています。

高槻市でも実施を

今月、高槻市内の高齢者施設でクラスターが発生しました。高槻市でも介護施設などでの検査が早急に求められます。

12月議会

駐車場・駐輪場の指定管理について

市営駐車場・駐輪場は市が管理料を出して民間事業者が運営していますが、毎年のように赤字の施設があります。

私は、「赤字の施設が出る状態を続けるべきではない。赤字の原因をどうとらえているのか、また赤字解消のためにどのような対策を講じたのか」と質問しました。市は「当初の収支計画を上回る修繕料や人件費の支出等によるもの」、赤字解消の対策として、「事業者の責任で修繕しなければならない金額を50万円未満から20万円未満に引き下げた」「管理員の配置人数や勤務時間を柔軟に設定できるように見直した」と答弁しました。「事業者に負担を求める金額を引き下げることは必要。管理員の配置人数や勤務時間の変更で、利用者に不便をかけていないか確認を」と求めました。

小中学生1人1台タブレットについて

来年から、小中学校に子ども1人1台のタブレット端末が導入されます。コロナなどの感染症で一斉休校になった時の家庭学習だけでなく、通常の学習で使用することも想定されています。

12月議会で日本共産党の「導入されることで何が変わるのか」との質問に、教育委員会は「詳細な学習履歴を活用して評価や指導に活かす」「授業の感想などを即時に共有できる」と答弁しました。

教師による指導や評価は、一人ひとりの子どもが、どのようにして解けない問題が解けるようになったか、何が原因で正解にたどり着けないのかをよく見極めて、行うことが大切です。また、子ども同士がお互い感想を言い合うことで、学習理解が深まります。

タブレット端末は、当初、高槻市では2023年度末までに導入する予定でした。国がコロナ感染症の拡大を機に、市町村に今年度中の導入を性急に求めたため、授業などでどのように活用するのか、検討が十分に行われていません。私は、現場の教員や子どもたちの意見を十分に尊重し、ていねいに検討することを求めています。

コロナで減収した事業者 固定資産税を軽減

新型コロナの影響で事業収入が3割以上減った、中小企業等の事業用の家屋・資産の固定資産税・都市計画税（来年度課税分のみ）が軽減されます。昨年2月から10月までの月で連続3ヶ月、昨年の同じ期間と比較して事業収入が3割以上減っている場合が対象です（軽減の詳細は別表）。

事前に、申請内容を税理士事務所などに確認してもらうことが必要です。

２０２０年２月～１２月までの任意の連続する３ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率	軽減率
５０％以上減少	全額
３０％以上５０％未満	２分の１

申請方法…税理士事務所など支援機関の確認を受けた申告書などを来年１月４日～２月１日に郵送で、各担当課へ。申告書は市ホームページで配布。

問合先…償却資産＝税制課（６７４・７１４４）、
事業用家屋＝ 資産税課（６７４・７１４６）

高槻市議会ホームページで
市議会本会議の録画がご覧いただけます。

高槻市議会　録画　検索

宮本雄一郎
～困りごと相談～
☎072－695－1900まで